

組合ニュース

発行：2013年12月10日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

不当労働行為救済申し立て 第4回審問の報告

岩切理事、尋問を受ける

11月28日、県労働委員会において第4回審問が行われ、岩切理事が証言しました。通常主尋問の持ち時間は60分取れますが、法人側は40分を申請、実際はわずか14分で終了しました。岩切氏の発言内容を中心に報告します。

〈主尋問〉

■ 組合室復帰の条件としている大学提示の協約案について

「光熱水費の組合負担以外、組合にとって不利な条項はないと思う。」

これは自分勝手な解釈であり、掲示板規制、大学都合での返還条項等、不利な条項ばかりです。

■ 光熱水費の組合負担について

「金額的には大きくないだろう。しかし問題は金額の多寡ではない。大学をあげて年度計画の実現を目指しているのだから。」

前回の審問で節約分の試算も行っていないことが判明した法人です。それを糊塗しようとする意味もあるのですが、一丸となっている中に異質なものは認めないと言いたいのでしょうか。しかし、復帰の条件にするのは約束違反です。

〈反対尋問〉

■ 阪大で総務部長として組合担当だった時期の対応が不当労働行為に認定されたことについて

「大学が（不当労働行為を行ったと）認定されたのであって、私がされたわけではない。」

具体的人間ではなくて大学の建物が行ったとでもいう

のでしょうか。形式論での責任逃れです。

■ 「組合室貸与の協約がない」（法人主張）に対して、基本協約に無償貸与の条項が存在するではないかとの指摘に対して

「細部の条件が書いてないので、貸せない。」

勝手に協約の意味を「細部の条件」に変更しての発言です。

■ 大学のソファを勝手に持ち帰ったのかとの質問に

「担当者が業者に運ばせたと聞いている。」

「私が運んだのではなく、業者が運んだ」という屁理屈（「大阪城は秀吉ではなく、大工が建てた」に相当）。

しかも、部下（担当者）に責任転嫁。担当者が勝手に判断したとでも？この件に関しては次のようにも証言。

「有効活用として、私の宿舎に置いたら？とは言ったが…。その結果財務部が置いた。」

事実だとしても、世間ではこれを上司の命令と言います。あくまでも責任転嫁です。

■ さらにこの件で、備品の所管替えが行われていなかったことについて

「整理が間に合わないことはまああること。事務（財務部）が失念したと聞いている。」

またしても、担当部署に責任転嫁。財務部の皆さん、本当ですか？

■ **大学の費用で補修し、一戸建ての職員宿舎に単身で入居したことについて**

「冬は寒い等、住環境としてよくないので、入る人がいないと聞いていた。」

入居公募も行わず、またしても伝聞形式を用いての責任逃れです。

■ **昨年からはまった給与カット時に、自分だけ11%を超えるアップを行ったことについて**

「辞退も申し上げたが、学長が判断されたこと。」

今度は上司に責任転嫁。これが事実だとすれば、本人の意思に反してまで給与アップをしたことになり、学長の倫理的責任が問われます。

「学長は、他の理事に比べて私の給与が低いと判断されて給与を引き上げたと理解している。」

バランス感覚を大切にする人々のようですが、では本学の教職員の賃金カット分（他大学に比べて多額です）をなぜバランスを考えて返還することを、学長および岩切理事は一顧だにしようとしないのでしょ

■ **復帰条件の中にある組合掲示板規制の「虚偽」**

「品位を欠く」等を誰が判断するかについて

「それを判断するのは組合です。」

誰もが一瞬耳を疑う回答。この論理がまかり通るなら、世の中に言論弾圧法は存在しないこととなります。弁護士

「直接的判断は組合だが、総体的判断は大学が行う。掲示物を撤去させる可能性は否定できない。」

やはり最初の答えは詭弁だと判明。なぜ大学が行うと最初から素直に答えられないのでしょうか。

■ **大学が一方向的に組合室の使用を不承認とできる条項について**

「その場合、組合室を別途用意する。相談に応じる用意がある。」

こういったことは団交の席では一切言及しておらず、

初めて聞きました。

■ **教養教育棟内に復帰させないことを決めた後、数ヶ月たってようやくそのことを組合に知らせたことについて**

「代替りの場所を考えていたので遅れた。これが不安感を与えないための誠意ある対応だ。」

約束を守れないならば、早急にそのことを相手に告げて対応を協議するのが「誠意ある対応」です。しかも、新たに条件をつけて復帰を妨害していることにより、多大な「不安感を与え」ているのはあなたです。

■ **責任転嫁と言いつれを繰り返す岩切理事**

以上のように、通常だと自分でも赤面せざるを得ないような詭弁を平気で使い、一般論、形式論、意図的曲解、伝聞形式、論理のすり替え等、あらゆる詐欺的手法を使って責任転嫁と言いつれを繰り返す岩切理事の行動様式が白日の下にさらされました。

反対尋問で弁護士から「あなたは団体交渉でもこのような対応をしているのですか」（なお、これへの回答は「適切に対応しています」でした）とあきれられ、ちゃんと質問に答えてくださいと叱責される場面がたびたびありました。

総じて、「使用した者が光熱水費を支払うべきだ」という一般論に多少の修飾をつけた内容を繰り返すのみで、復帰協約破棄の正当性、復帰と新協約の牽連の正当性等についての具体的な陳述はありませんでした。前回の津田総務部長の尋問もわずか25分で終了したことも合わせて考えると、組合の申立に対して反論ないし主張すべき正当性がないものと判断せざるをえません。

今後の予定

今後は、1月21日に組合側と法人側の双方から最終の主張が行われる予定です。

組合では、年明けに法人による不当労働行為問題のシンポジウムを開催する準備を進めております。詳細が決まりましたら別途お知らせします。今後ともみなさまのご協力とご支援をお願いいたします。